

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 12 月 21 日(金) 号外第 1 1 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (72) (住宅政策課) . . . . . 3
-------	---

## ==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 再生可能エネルギーを発電等に利用するよう努めるなど県営住宅の整備基準を定める。
- (2) 特別な収入基準が適用される特に居住の安定を図る必要がある障がい者の要件を定める。
- (3) 期限付入居制度の導入に伴い、入居者に示す説明書の様式等を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)及び(4)の一部を除き、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第72号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(整備基準)</u></p> <p>第1条の2 <u>条例第2条の3第5号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(入居者の資格)</u></p> <p>第1条の3 <u>条例第5条第1項第2号アの(ア)の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</u></p> <p><u>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害のある者（以下「身体障害者」という。）で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの</u></p> <p><u>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。以下「精神障害者」という。）で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級であるもの</u></p> <p><u>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）で、その障害の程度が前号に相当するもの</u></p> <p><u>(4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

号) 第2条第1項に規定する戦傷病者(以下「戦傷病者」という。)で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(優先的に選考して入居させる者の要件)

第3条の2 略

2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 身体障害者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までであるもの

(2) 精神障害者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の1級から3級までであるもの

(3) 知的障害者で、その障害の程度が前号に相当するもの

(4) 戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(請書)

第5条 略

2 条例第9条第1項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 入居決定者の印鑑証明書(入居決定者が請書に押印した場合に限る。)

(2) 連帯保証人の印鑑証明書(連帯保証人が国その他知事が別に定める者である場合を除

(優先的に選考して入居させる者の要件)

第3条の2 略

2 条例第7条第4項第7号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれに定めるものであるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(請書)

第5条 略

2 条例第9条第1項第1号の規則で定める書類は、入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の収入を証する書類並びに緊急連絡先届出書(様式第7号の2)とする。

<p>く。)</p> <p><u>(3) 連帯保証人の収入を証する書類（連帯保証人が国その他知事が別に定める者である場合を除く。）</u></p> <p><u>(4) 緊急連絡先届出書（様式第7号の2）</u></p> <p>(連帯保証人) 第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により連帯保証人の<u>保証を要しないものとする</u>ことができる場合は、<u>次のいずれかに該当する入居決定者が知事の承認を受けた場合とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定による承認を受けようとする者は、<u>県営住宅連帯保証人免除申出書（様式第7号の3）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(水道及び下水道の施設の使用料) 第8条の5 条例第15条の2第1項の規則で定める県営住宅は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(検査員の証票) 第16条の2 略</p> <p><u>(期限付入居)</u> 第16条の2の2 <u>条例第24条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する書面及び同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する書類は、期限付入居に係る説明書（様式第29号の2）とする。</u></p> <p><u>2 条例第24条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、期限到来通知書（様式第29号の3）により行うものとする。</u></p> <p>(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用) 第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3の2まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで<u>及び第16条から第16条の2の2までの規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3</u></p>	<p>(連帯保証人) 第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により<u>請書への連帯保証人の連署を免除する</u>ことができる場合は、<u>入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署の免除を受けようとする者は、県営住宅連帯保証人免除申出書（様式第7号の3）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(水道及び下水道の施設の使用料) 第8条の5 条例第15条の2第1項の規則で定める県営住宅は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(検査員の証票) 第16条の2 略</p> <p>(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用) 第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3の2まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで、<u>第16条及び第16条の2の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ</u></p>
---	---

条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。

2・3 略

別表第2（第8条の5関係） 略

様式第1号（第2条、第8条の4関係）

県営住宅入居申込書

職 氏名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

略

備考 略

<担当課処理欄>

世帯類型		略
優先入居世帯	略	
・母子・父子世帯	略	略
・多子世帯		
・その他の子育て世帯		
・多人数世帯		
・引揚者		
・中国残留邦人等		
・高齢者世帯		

様式第6号（第2条の2関係）

県営住宅入居決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申込みされた県営住宅については、下記のとおり入居を決定したので通知します。

（なお、入居終了期限は、年 月 日までであり、この期限は更新されません。）

又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。

2・3 略

別表（第8条の5関係） 略

様式第1号（第2条、第8条の4関係）

県営住宅入居申込書

職 氏名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

略

備考 略

<担当課処理欄>

世帯類型		略
優先入居世帯	略	
・母子・父子世帯	略	略
・多子世帯		
・多人数世帯		
・引揚者		
・中国残留邦人等		
・高齢者世帯		

様式第6号（第2条の2関係）

県営住宅入居決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申込みされた県営住宅については、下記のとおり入居を決定したので通知します。

年 月 日

職氏名 印

記

略

備考 括弧は、期限付入居決定を行う場合に記載すること。

様式第7号（第5条関係）

請 書

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

入居終了期限 年 月 日

添付書類 1 入居者の印鑑証明書

2 連帯保証人の印鑑証明書

3 略

4 略

備考

1 期限付入居決定の場合は、入居終了期限を記載すること。

2 入居決定者が氏名を自署する場合は、押印及び添付書類の1の提出は要しない。

3 国その他知事が別に定める者が連帯保証人の場合は、添付書類の2及び3の提出は要しない。

別記

1～3 略

年 月 日

職氏名 印

記

略

備考 括弧は、期限付入居決定を行う場合に記載すること。

様式第7号（第5条関係）

請 書

職 氏名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 1 入居者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

2 略

3 略

別記

1～3 略

<p>4 住宅の明渡しについて</p> <p>知事は、次の各項のいずれかに該当する場合は、入居者又は同居者に対して県営住宅の明渡しを請求することができる。その場合、入居者又は同居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>条例第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 賠償その他について</p> <p>(1) 入居者は次の処分を受けても異議ないものとする。</p> <p>ア 知事が4の(1)から(6)までに該当する者に明渡しの請求を行ったときの損害賠償イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>様式第10号の4（第6条の3関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅入居承継承認書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付で申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（<u>第24条の2第6項において準用する同条例</u>）第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。</p> <p><u>（なお、入居終了期限は、年 月 日までであり、この期限は更新されません。）</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p><u>備考 括弧は、期限付入居決定を受けた入居者の同居者に対する承継の承認を行う場合に記載すること。</u></p>	<p>4 住宅の明渡しについて</p> <p>知事は、次の各項のいずれかに該当する場合は、入居者又は同居者に対して県営住宅の明渡しを請求することができる。その場合、入居者又は同居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>県営住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>7 賠償その他について</p> <p>(1) 入居者は次の処分を受けても異議ないものとする。</p> <p>ア 知事が4の(1)から(5)までに該当する者に明渡しの請求を行ったときの損害賠償イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>様式第10号の4（第6条の3関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅入居承継承認書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付で申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div>
--	--

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条の2関係）



- 1 位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地を避けるとともに、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。
- 2 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境に必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーを確保するとともに、災害、公害等による居住環境の阻害を防止することを考慮して配置すること。
- 3 住宅は、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。また、再生可能エネルギーを発電等に利用するよう努めること。
- 4 一の住戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用することができる台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- 5 敷地内に必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。また、これらの附帯施設は、入居者の衛生、利便性及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮すること。
- 6 共同施設のうち児童遊園、集会所並びに広場及び緑地は、入居者の利便を確保するとともに、入居者相互間及び入居者とその周辺の地域の住民との間の交流が促進されるように配慮すること。

様式第29号の次に次の2様式を加える。

様式第29号の2（第16条の2の2関係）

期限付入居に係る説明書

第 号  
年 月 日

様

職 氏名 印

あなたが 年 月 日付けで 申込み  
申請 をした県営住宅の入居の 決 定  
承継の承認 に当たり、下記の内容をこの文書により説明します。

記

1 団地名 団地 棟 号

2 説明事項

- (1) 1の県営住宅は入居終了期限が定められており、あなたが入居することのできる期間は、入居可能日  
入居の承継  
の承認日 から 年 月 日までとなります。
- (2) 入居終了期限は、更新されることがありません。
- (3) 入居終了期限が到来するまでに、必ず1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

( )

( 入居予定者 ) 記載欄  
( 同 居 者 )

年 月 日

職 氏名 様

上記内容について、説明を受け、承諾しました。

氏名 ㊟

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

備考 2部作成し、1部は行政庁が保管し、1部は入居予定者又は同居者へ渡すこと。

様式第29号の3 (第16条の2の2関係)

期限到来通知書

第 号  
年 月 日

様

職 氏名 ㊟

年 月 日付第 号で ( 入 居 を 決 定 ) した下記1の県営住宅については、下記2  
( 入居の承継を承認 )  
の期限の到来により入居ができなくなりますので、当該期限が到来するまでに県営住宅を明け渡してください。

記

- 1 団地名 団地 棟 号
- 2 入居終了期限 年 月 日
- 3 その他

入居終了期限が到来したにもかかわらず、明渡しがない場合は、当該期限の日の翌日から明渡しの日までの間、近傍同種の家賃の額の2倍を請求する場合があります。

備考 2の期限の6月前までに通知すること。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の3を加える改正規定、第3条の2第2項の改正規定及び様式第1号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。